電子提供措置の開始日 2024年11月６日

株主各位

第19回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
（交付書面省略事項）

連結計算書類の連結注記表 …… １頁
計算書類の個別注記表 …… 20頁
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 …… 29頁
会計監査人の監査報告書 …… 31頁
監査等委員会の監査報告書 …… 33頁

株式会社ＳＨＩＦＴ

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1　連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

(1) 連結子会社の数　　40社

(2) 主要な連結子会社の名称

ALH株式会社
株式会社ホープス
株式会社システムアイ
株式会社エスエヌシー
株式会社クレイトソリューションズ

当連結会計年度において、発行する全ての株式を取得したことにより株式会社ヒューマンシステム及び株式会社クラブネッツ他５社を、新たに設立したことにより１社を、それぞれ連結の範囲に含めております。また、吸収合併に伴い消滅したことにより４社を連結の範囲から除外しております。

2　連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、SHIFT ASIA CO., LTD.及び株式会社ネットワールド他１社については決算日が連結決算日と異なりますが、連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。その他の連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

3　会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの	時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

② 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	３～15年
工具、器具及び備品	３～15年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（３～５年)、顧客関連資産については効果の及ぶ期間（１～17年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループでは、ソフトウェアテストサービスを中心としてソフトウェアの品質保証サービスやソフトウェアの品質向上のためのソフトウェア開発を含むコンサルティングサービスを展開しております。これらの事業から生じる収益は、主として顧客との契約に従い計上しており、取引価格は顧客との契約による対価で算定しております。ただし、当社グループが代理人に該当する取引では、取引価格を、顧客から受け取る対価から関連する原価を控除した純額により算定しております。主たる代理人取引としては、インターネット広告における広告枠販売及びLINEを用いた販促支援サービスが該当します。

対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

当社グループが主力としているソフトウェアテストサービスを中心としたソフトウェアの品質保証サービス及びソフトウェア開発を含むコンサルティングサービスでは、顧客に対して契約に基づく役務の提供を行う履行義務を負っています。このサービスは、請負契約に基づくものと履行割合型準委任契約に基づくものに大別されます。

請負契約に基づく履行義務は、契約に基づく成果物を顧客に対して納品の上、顧客の検収を受けることで、成果物の支配が顧客に移転すると判断していることから、その役務が完了し顧客による検収が行われた時点で充足されると判断しております。したがって、請負契約に基づく履行義務は、顧客による検収が行われた時点で収益を認識しております。

他方、履行割合型準委任契約に基づく履行義務は、契約に基づき、その役務を提供する義務を負っていることから、その役務を提供するにつれて充足されると判断しております。したがって、履行割合型準委任契約に基づく履行義務は、その契約期間にわたり履行義務の充足に係る進捗度に応じて収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、決算日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないものの、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれるものについては、原価回収基準で収益を認識しております。

当社グループでは上記のほか、PCの販売、インターネット広告関連サービ

ス等を行っております。

PCの販売では、PCの引渡時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しております。したがって、PCの販売においては、原則、当該商品の引渡時点で収益を認識しております。

インターネット広告関連サービスは、インターネット媒体における広告業務の取扱い等を行っております。これらは、インターネット広告の掲載をもって履行義務が充足されると判断しております。

LINEを用いた販促支援サービスでは、システム利用等のサービス提供は利用期間にわたって履行義務が充足されるため、契約で定められた利用期間に応じて収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

投資効果の及ぶ期間（主に10年）にわたって、定額法により償却しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（連結貸借対照表）

前連結会計年度において無形固定資産の「その他」に含めておりました「顧客関連資産」（前連結会計年度1,189百万円）については、重要性が高まったため、当連結会計年度において区分掲記しております。

前連結会計年度において固定負債の「その他」に含めておりました「繰延税金負債」（前連結会計年度135百万円）については、重要性が高まったため、当連結会計年度において区分掲記しております。

3. 重要な会計上の見積りに関する注記

（のれんの評価）

（1）当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	9,262百万円
減損損失	605百万円

上記の減損損失に、のれんに係る減損損失587百万円が含まれております。

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社グループは、買収時の超過収益力を当該対象会社ののれんとして認識しており、原則として当該対象会社ごとに資産のグルーピングを行っております。よって、原則として対象会社ごとに減損の兆候の有無の判定を行っております。また、減損の兆候があると判定された資産グループについては、資産グループに含まれる主要な資産の経済的残存耐用年数が経過するまでの期間での将来キャッシュ・フローを見積り、減損損失を認識する必要があるかどうかの判定を行っております。

減損の兆候の有無を判定するに当たっては、買収時に見込んだ超過収益力の毀損の有無を判定するため、対象会社ごとに買収時に見込んだ将来計画の達成状況を確認し、また、その将来計画と翌連結会計年度の事業計画との比較を行っております。

翌連結会計年度の事業計画は、対象会社の直近の事業計画の達成状況、受注実績や受注予測、対象会社を取り巻く経営環境、市場の動向等に基づき策定しております。また、減損損失を認識する必要があるかどうかの判定においても、この連結会計年度の事業計画を基礎に、将来に向けての成長率やインフレ率を加味し、将来キャッシュ・フローを算定しております。

② 主要な仮定

当連結会計年度において減損損失を計上したのれんに関する、減損損失の認識の判定に用いた事業計画の策定及び使用価値の算定における主要な仮定は、外部得意先への売上高であり、過去及び直近の実績等を考慮して決定しております。

また、当連結会計年度において減損の兆候があると判断したのれんに関する、翌連結会計年度の事業計画の策定における主要な仮定は営業担当者の活動量、成約率、従業員数及び取引１件当たりの売上高であり、過去の実績及び市場の成長率を考慮して決定しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

翌連結会計年度の事業計画における主要な仮定は、不確実性が高く、翌連結会計年度の実績額との乖離が生じる可能性があります。翌連結会計年度の事業計画と実績額との乖離が生じた場合、翌連結会計年度において、減損の兆候があると判断され、その結果必要となる減損損失の認識の判定の結果に基づき、減損損失が発生する可能性があります。

（顧客関連資産の識別及び評価）

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

顧客関連資産	4,347百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

企業買収に伴い識別可能資産として顧客関連資産が特定された場合、その顧客関連資産に配分するべき取得原価については、既存顧客との取引が継続する期間において享受できる超過収益に基づく経済的便益を現在価値に割引いて計算しております。

また、買収によって計上されたのれんと同一の資産グループにグルーピングした上で、減損の兆候の有無の判定を行っております。減損の兆候の有無の判定については、（のれんの評価）に記載のとおりであります。

② 主要な仮定

顧客関連資産に配分するべき取得原価について、①算出方法に記載の経済的便益における主要な仮定は、顧客減少率と判断しております。当該割合については、市場環境、取引先との関係等を勘案しつつ過去の取引実績に照らし、個別に判断しております。

減損の兆候の判定に用いている翌連結会計年度の事業計画の策定における主要な仮定は、売上高成長率であり、過去の実績及び市場の成長率を考慮して決定しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

顧客減少率については、取得原価の配分を行った時点での状況から変動が生じる可能性があります。また、翌連結会計年度の事業計画における主要な仮定は、不確実性が高く、翌連結会計年度の実績額との乖離が生じる可能性があります。翌連結会計年度において、減損の兆候があると判断され、その結果必要となる減損損失の認識の判定の結果に基づき、減損損失が発生する可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

1　担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金（定期預金）　５百万円

(2) 担保に係る債務

一年以内返済予定の長期借入金	0 百万円

2　棚卸資産の内訳

商品	324 百万円
仕掛品	648
貯蔵品	3
合計	977

3　有形固定資産の減価償却累計額　2,079 百万円

4　受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、「8.収益認識に関する注記（3）①契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

5　流動負債その他及び固定負債その他のうち、契約負債の金額は、「8.収益認識に関する注記（3）①契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

6　当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社グループにおいては、機動的な資金調達及び資本効率の改善を目的として、取引金融機関６行との間で、当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。

これらの契約に基づく当連結会計年度末における借入実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額	29,150 百万円
借入実行残高	50 百万円
差引額	29,100 百万円

5. 連結損益計算書に関する注記

1　投資有価証券評価損

当社及び当社の連結子会社が保有する投資有価証券の一部（非上場株式３銘柄）について、投資先企業の事業計画及び直近の実績を精査の上、実質価額を評価した結果、取得原価と比較して大幅に下落したため、投資有価証券評価損を計上しております。

2　減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
東京都新宿区	その他	のれん	587　百万円
東京都渋谷区	事業用資産	建物 工具、器具及び備品 その他	18　百万円

当社グループは、原則として事業用資産については継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎としてグルーピングを行っており、のれんについては原則として会社単位でグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、一部の連結子会社の取得時に認識したのれんについて、買収当初想定していた収益を見込めなくなったため、のれんを回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。なお、回収可能価額は使用価値を用いており、将来キャッシュ・フローを12.1%で割り引いて算定しております。

また、一部の連結子会社が保有する事業用資産について、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。なお、回収可能価額は使用価値を用いており、ゼロとして算定しております。

6.　連結株主資本等変動計算書に関する注記

1　当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　　17,833,378株

2　配当に関する事項

該当事項はありません。

3　当連結会計年度末の株式引受権に係る株式の種類及び数

普通株式　　23,692株

4　当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　3,700株

7. 金融商品に関する注記

1　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは投資計画に照らして、必要な資金を主に借入金等により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握しております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等及びその他に関連する株式であり、投資先の業績変動リスクに晒されておりますが、投資先の業績については定期的に報告を受け、その内容を把握し、モニタリングしております。

敷金及び保証金は、賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、賃貸借契約締結に際し差入先の信用状況を確認するとともに、差入先ごとの残高管理を行っております。

営業債務である買掛金及び未払費用は、１年以内の支払期日となっております。営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクにつきましては、月次単位での支払予定を把握するなどの方法により、当該リスクを管理しております。

短期借入金は、主に運転資金及びM&A資金を目的としたものであります。また、長期借入金（一年内返済予定の長期借入金を含む。）は設備投資・運転資金を目的としたものであります。これらは、金利変動リスクに晒されておりますが、金利動向を随時把握し、適切に管理しております。

2　金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1)　投資有価証券（※２）	1,047	1,047	－
(2)　敷金及び保証金	2,088	1,807	△280
資産計	3,136	2,855	△280
(3)　長期借入金（※３）	9,528	9,529	0
負債計	9,528	9,529	0

（※１）現金並びに短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する預金、受取手形、売掛金、買掛金、短期借入金及び未払費用については、記載を省略しております。

（※２）市場価格のない株式等及び連結貸借対照表に持分相当額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式(*)	82
組合等出資金	14

(*) 当連結会計年度において、非上場株式について1,437百万円減損処理を行っております。

（※３）一年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

3　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、そ

れらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,037	－	－	1,037
新株予約権	－	10	－	10
資産計	1,037	10	－	1,047

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金及び保証金	－	1,807	－	1,807
資産計	－	1,807	－	1,807
長期借入金	－	9,529	－	9,529
負債計	－	9,529	－	9,529

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は取引所の価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

新株予約権は市場価格に基づき算定しておりますが、活発な市場で取引されているものではないため、レベル２の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金（一年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の取引を行った場合に想定される金利をベースとした割引現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	ソフトウェアテスト関連サービス	ソフトウェア開発関連サービス	その他近接サービス	
エンドユーザー企業	52,848	10,725	6,839	70,414
パートナー企業	18,284	21,590	338	40,213
顧客との契約から生じる収益	71,133	32,316	7,178	110,627
外部顧客への売上高	71,133	32,316	7,178	110,627

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 3 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	10,886	13,539
契約資産	162	266
契約負債	300	401

契約資産は、主として履行割合型準委任契約に基づくサービスについて、その履行義務の充足に応じて認識する収益の対価に対する権利のうち、未請求のものであり、対価に対する権利が請求可能となった時点で売掛金に振り替えられます。

契約負債は、主に顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度期首における契約負債残高は、概ね当連結会計年度の収益として認識しており、翌連結会計年度以降に繰り越される金額に重要性はありません。

9. １株当たり情報に関する注記

１　１株当たり純資産額

1,913円21銭

２　１株当たり当期純利益

291円43銭

（注）「株式給付型ESOP信託口」が保有する当社株式を、１株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております（当連結会計年度226,590株）。また、１株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（当連結会計年度232,888株）。

10. 重要な後発事象に関する注記

（株式会社KINSHAの株式の取得）

当社の連結子会社である株式会社SHIFTグロース・キャピタルは、2024年９月27日付で株式会社KINSHAの株式を取得することを取締役の過半数をもって決定し、それに基づき同社を子会社とすることを決定いたしました。

１　企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称　　株式会社KINSHA

事業の内容　　ゲームデバッグ事業、人材派遣事業、翻訳事業

(2) 企業結合を行った主な理由

株式会社KINSHAは、エンターテインメント領域の大手企業を中心に顧客を持ち、コンシューマーゲームを中心としたゲームのテストから、ローカライズ、3D／ 2D制作まで幅広く事業を展開しております。特にゲームのテスト事業においては、20年近い実績をもち、深い知見をもつ従業員が多く在籍しております。

SHIFTグループに参画することで、KINSHAはサービス機能の強化・拡大、新規顧客の更なる開拓、採用活動の強化、経営基盤の強化に取り組む予定であり、当社はコンシューマーゲーム市場を中心とした新規顧客獲得、さらには、コンシューマーゲーム市場を足掛かりとした海外展開も今後目指していくため子会社といたします。

(3) 企業結合日

2025年３月１日（予定）

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称
結合前から変更はありません。
(6) 取得する議決権比率
100%（予定）
(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社の連結子会社が現金を対価として株式会社KINSHAの株式を100%取得するためであります。

2 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,271百万円
取得原価		1,271百万円

3 主要な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザー等に対する報酬・手数料等 83百万円（予定）

4 取得原価の配分に関する事項
(1) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
現時点では確定しておりません。
(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
現時点では確定しておりません。

（多額な資金の借入）
当社は、2024年10月10日付の取締役会において、納税及び自己株式の取得資金として、以下のとおり資金の借入を決議し、借入を実行しております。

借入先	みずほ銀行	三菱UFJ銀行
借入金額	3,000百万円	1,000百万円
借入金利	基準金利+スプレッド	基準金利+スプレッド
借入実行日	2024年10月21日	2024年10月21日
返済予定日	2025年８月末	2025年８月末
担保の有無	無	無
保証の有無	無	無

（自己株式の取得）

当社は、2024年10月10日付の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

１ 自己株式の取得を行う理由

2021年に譲渡制限株式ユニット制度（以下、「本制度」）を導入して以来、計15,431ユニットを役員報酬の一環として対象取締役に付与してまいりました（2021年12月、2022年12月実績）。当初の目的のとおり、本制度が対象取締役のインセンティブ及び株主の皆様との価値共有を促進していると考え、SHIFTは本制度の継続をしたいと考えております。

一方、本制度の継続のために毎年新株を発行する場合、株式の希薄化が発生いたします。このため、新株発行による希薄化を避け、本制度の効果を最大化するために、このたび自己株式の取得を決議いたしました。

２ 取得に係る事項の内容

（1）取得する株式の種類

普通株式

（2）取得する株式の数

80,000株（上限）（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合0.45%）

（3）株式取得価額の総額

1,000,000,000円（上限）

（4）自己株式取得の期間

2024年10月11日～2024年11月29日

（5）取得方法

東京証券取引所における市場買付

なお、投資機会や市場環境等により、一部又は全部の取得が行われない可能性もあります。

11. その他の注記

（企業結合等関係）

１．株式会社ヒューマンシステムの株式の取得

１ 企業結合の概要

（1）被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	株式会社ヒューマンシステム
事業の内容	システム開発、インフラ構築、技術支援・コンサルティングサービス、Web制作＆デザイン

(2) 企業結合を行った主な理由

株式会社ヒューマンシステムは、幅広い業界を通じたシステム開発や関連支援、インフラ構築において、高い技術力を持っております。また、“人”を重視した経営方針のもと、ネガティブな業界イメージの払拭を目指し、エンジニアの働く環境整備に取り組んでおります。同社は主要顧客である大手SIerと連携し、大型ソフトウェア製品／サービスの開発に多く携わっており、その開発力は高い評価を受けております。当社グループとしては、当社及び当社の他のグループ会社と連携し、相互に顧客基盤を広げながら、更なる開発力の強化、対応力の拡大を実現することができるものと考え子会社といたしました。

(3) 企業結合日

2023年10月１日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

結合前から変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100％

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の連結子会社が現金を対価として株式会社ヒューマンシステムの株式を100％取得したためであります。

２　連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2023年10月１日から2024年８月31日まで

３　被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,399百万円
取得原価		1,399百万円

４　主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー等に対する報酬・手数料等　　64百万円

５　発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

284百万円

(2) 発生原因

主に、将来の事業展開によって期待される超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間
８年間にわたる均等償却

6　企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,288	百万円
固定資産	136	〃
資産合計	1,424	百万円
流動負債	303	百万円
固定負債	5	〃
負債合計	309	百万円

2．株式会社クラブネッツの株式の取得

1　企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	株式会社クラブネッツ 他１社
事業の内容	・LINEを用いた販促サービス ・CNポイントによる販促サービス

(2) 企業結合を行った主な理由

株式会社クラブネッツは、顧客囲い込みノウハウを持ち、ポイントシステムやLINEを活用した販促サービスを展開しております。

特にエネルギー業界において多くの顧客を有し、安定的かつ成長も期待できる事業基盤を有しております。加えてLINE認定パートナーとしてトップの評価を受けるなど、デジタルマーケティング領域において確かなノウハウと実績があります。

一般的にサービス作りにおいては、顧客を獲得するだけでなく定着させることが重要であり、それがLTV（Life Time Value）を高めていくことにつながります。株式会社クラブネッツは、UIに優れ数多くのユーザー数を誇るLINEをベースにした販促支援サービスを展開しているため、これからのデジタルマーケティングにおいて非常に価値があると考え子会社といたしました。

(3) 企業結合日
2024年２月１日

(4) 企業結合の法的形式
現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称
結合前から変更はありません。

(6) 取得した議決権比率
100%
(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として株式会社クラブネッツの株式を100%取得したためであります。

2 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間
2024年２月１日から2024年８月31日まで

3 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	5,750百万円
取得原価		5,750百万円

4 主要な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザー等に対する報酬・手数料等 167百万円

5 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
(1) 発生したのれんの金額
1,575百万円
(2) 発生原因
主に、将来の事業展開によって期待される超過収益力であります。
(3) 償却方法及び償却期間
10年間にわたる均等償却

6 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	2,546	百万円
固定資産	3,514	〃
資産合計	6,061	百万円
流動負債	837	百万円
固定負債	1,049	〃
負債合計	1,887	百万円

（株式付与ESOP信託）

当社は、当社グループ従業員（以下、「従業員」という。）に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

1　取引の概要

当社は、従業員の当社の業績や株価への意識を高めることにより、業績向上を目指した業務遂行を一層促進するとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的としたインセンティブ・プランとして、株式付与ESOP信託を2016年１月15日より導入しております。

当社が従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定し、当該信託は、あらかじめ定める株式交付規程に基づき、従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を、株式市場からあらかじめ定める取得期間中に取得いたします。その後、当該信託は株式交付規程に従い、信託期間中の従業員の業績貢献やビジネスプラン達成度に応じて、当社株式を在職時に無償で従業員に交付します。当該信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

当該信託の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。また、当該信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である従業員の意思が反映される仕組みであり、従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効であります。

2　信託に残存する自社の株式

信託に残存する自社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末でそれぞれ、4,932百万円、226,590株であります。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1　資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①　子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

②　その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの　時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等　移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2　固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	３～15年
工具、器具及び備品	３～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(３～５年)、のれんについては投資効果の及ぶ期間（10年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

3　引当金の計上基準

①　貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

③　受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

4　収益及び費用の計上基準

当社では、ソフトウェアテストサービスを中心としてソフトウェアの品質保証サービスやソフトウェアの品質向上のためのソフトウェア開発を含むコンサルティングサービスを展開しております。これらの事業から生じる収益は、主として顧客との契約に従い計上しており、取引価格は顧客との契約による対価で算定しております。

対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

当社が主力としているソフトウェアテストサービスを中心としたソフトウェアの品質保証サービス及びソフトウェア開発を含むコンサルティングサービスでは、顧客に対して契約に基づく役務の提供を行う履行義務を負っています。このサービスは、請負契約に基づくものと履行割合型準委任契約に基づくものに大別されます。

請負契約に基づく履行義務は、契約に基づく成果物を顧客に対して納品の上、顧客の検収を受けることで、成果物の支配が顧客に移転すると判断していることから、その役務が完了し顧客による検収が行われた時点で充足されると判断しております。したがって、請負契約に基づく履行義務は、顧客による検収が行われた時点で収益を認識しております。

他方、履行割合型準委任契約に基づく履行義務は、契約に基づき、その役務を提供する義務を負っていることから、その役務を提供するにつれて充足されると判断しております。したがって、履行割合型準委任契約に基づく履行義務は、その契約期間にわたり履行義務の充足に係る進捗度に応じて収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、決算日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないものの、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれるものについては、原価回収基準で収益を認識しております。

2. 重要な会計上の見積りに関する注記

（市場価格のない株式等の評価）

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	20,186百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社は、市場価格のない株式等については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、相当の減額を行い、評価差額は当事業年度の損失として処理しています。また、関係会社株式を含む市場価格のない株式等の評価の見積りに用いる実質価額は、発行会社の直近の計算書類を基礎に、発行会社の超過収益力を反映して算定した１株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額で算定しています。

② 主要な仮定

超過収益力を反映した実質価額の算定に当たっては、将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。将来キャッシュ・フローの見積りは投資先の企業の将来の事業計画を基礎としております。また、超過収益力の毀損の有無の判断に当たっては、投資時の事業計画の達成状況や、将来の成長性及び業績に関する見通し等を総合的に勘案して検討しております。この判断に当たっての主要な仮定は、将来の売上高の基礎となる売上高成長率であり、過去の実績及び市場の成長率を考慮して決定しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

上記の仮定は経営者の最善の見積りによって決定されておりますが、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があります。仮定の見直しが必要となった場合には関係会社株式評価損を計上する可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

1　有形固定資産の減価償却累計額　706 百万円

2　関係会社に対する金銭債権又は金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	125 百万円
短期金銭債務	690 百万円

3　当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社においては、機動的な資金調達及び資本効率の改善を目的として、取引金融機関５行との間で、当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。

これらの契約に基づく当事業年度末における借入実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額	28,700	百万円
借入実行残高	－	百万円
差引額	28,700	百万円

4. 損益計算書に関する注記

1　関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引（収入分）	143	百万円
営業取引（支出分）	7,442	百万円
営業取引以外の取引（収入分）	39	百万円
営業取引以外の取引（支出分）	8	百万円

2　投資有価証券評価損

当社が保有する投資有価証券の一部（非上場株式２銘柄）について、直近の実績及び事業計画等に基づき実質価額を評価した結果、取得原価と比較して大幅に下落したため、投資有価証券評価損を計上しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式　227,136 株

上記普通株式数には、「株式給付型ESOP信託口」が保有する当社株式226,590株が含まれております。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
未払事業税	117	百万円
未払費用	267	
未払金	20	
未払地代家賃	108	
敷金及び保証金	17	
減価償却超過額	63	
投資有価証券評価損	1,212	
株式引受権	113	
資産調整勘定	252	
資産除去債務	197	
その他有価証券評価差額金	106	
その他	101	
繰延税金資産小計	2,580	
評価性引当額	△1,547	
繰延税金資産合計	1,032	
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△191	百万円
繰延税金負債合計	△191	
繰延税金資産純額	840	百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

当社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	株式会社デケム	1百万円	経営コンサルティング	直接 100.0	役員の兼任 1名 資金の援助	資金の貸付	－	関係会社長期貸付金 (注)2	1,850
子会社	バリストライドグループ株式会社	68百万円	中間持株会社	直接 100.0	役員の兼任 1名 資金の援助	資金の貸付	－	関係会社長期貸付金	750
子会社	株式会社システムアイ	25百万円	ソフトウェア開発関連サービス	直接 100.0	業務委託 資金の借入	資金の借入	－	関係会社短期借入金	650
子会社	株式会社クラブネッツ	100百万円	販促サービス	直接 100.0	資金の借入	資金の借入	1,000	関係会社短期借入金	1,000

(注)1 取引条件及び取引条件の決定方針等
資金の貸付及び資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注)2 関係会社長期貸付金に対し、38百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において10百万円貸倒引当金繰入額を計上しております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記　4　収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

9. １株当たり情報に関する注記

１　１株当たり純資産額
　　1,500円75銭
２　１株当たり当期純利益
　　257円20銭

（注）「株式給付型ESOP信託口」が保有する当社株式を、１株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております（当事業年度226,590株）。また、１株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（当事業年度232,888株）。

10. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表の「10.重要な後発事象に関する注記」に記載の「(多額な資金の借入)」及び「(自己株式の取得)」と同一であるため、当該事項をご参照ください。

11. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、当事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となります。

12. その他の注記

（企業結合等関係）

連結注記表の「11.その他の注記」に記載の「(企業結合等関係) ２.株式会社クラブネッツの株式の取得」と同一であるため、当該事項をご参照ください。

（共通支配下による取引等）

１．WAHL+CASE事業の吸収分割

１　取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及び当該事業の内容
　　WAHL+CASE事業（バイリンガル人材紹介事業）

(2) 企業結合日
　　2023年９月１日

(3) 企業結合の法的形式
　　株式会社SHIFTグロース・キャピタルを吸収分割承継会社とし、当社を吸収分割会社とする吸収分割であります。
　　なお、当該会社分割は、当社と当社の完全子会社である株式会社SHIFTグロース・キャピタルとの間で行われるため、当該会社分割に際して株式の割当て、その他対価の交付は行っておりません。

(4) 結合後企業の名称

株式会社SHIFTグロース・キャピタル

(5) 分割した資産、負債の項目及び金額

流動資産	4	百万円
固定資産	715	〃
資産合計	719	百万円
流動負債	2	百万円
固定負債	84	〃
負債合計	86	百万円

(6) その他取引の概要に関する事項

当社よりWAHL+CASE事業を承継した株式会社SHIFTグロース・キャピタルは、同日付にて、WAHL+CASE事業を同社の完全子会社である、Build Plus株式会社に吸収分割によって承継しております。

これら一連の会社分割は、WAHL+CASE事業をBuild Plus株式会社において実施することで、当社グループの顧客に対して、優秀なバイリンガルエンジニアの紹介が可能になり、顧客の事業成長に向けた提案の幅が広がり、更なる顧客単価向上を目指すために行ったものであります。

2 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年１月16日) 及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年１月16日) に基づき、共通支配下の取引として処理しています。

2．株式会社ホープスの株式の保有事業の吸収分割

1 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及び当該事業の内容

当社が保有する株式会社ホープスの株式の保有事業

(2) 企業結合日

2023年12月１日

(3) 企業結合の法的形式

株式会社SHIFT Enterprise Consultingを吸収分割承継会社とし、当社を吸収分割会社とする吸収分割であります。

なお、当該会社分割は、当社と完全子会社である株式会社SHIFT Enterprise Consultingとの間で行われるため、当該会社分割に際して株式の割当て、その他対価の交付は行っておりません。

(4) 結合後企業の名称

株式会社SHIFT Enterprise Consulting

(5) 分割した資産、負債の項目及び金額

流動資産	－	百万円
固定資産	2,613	〃
資産合計	2,613	百万円
流動負債	－	百万円
固定負債	－	〃
負債合計	－	百万円

(6) その他取引の概要に関する事項

当該会社分割によって、株式会社ホープスは、株式会社SHIFT Enterprise Consultingの完全子会社となりました。また当該会社分割と同時に、当社の完全子会社でありERPの導入支援やコンサルティング、保守・運用を行う、株式会社ADX Consulting及び株式会社クレイトソリューションズも、株式会社SHIFT Enterprise Consultingの子会社とする会社分割を行っております。

これら一連の会社分割は、ERP事業を生業とする株式会社ホープスの株式の保有事業を承継することで、株式会社SHIFT Enterprise Consultingは顧客基盤の相互拡充や技術力の強化だけでなく、最も安心できるERPベンダーとしての地位を確立するために行ったものであります。

2　実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年１月16日) 及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年１月16日) に基づき、共通支配下の取引として処理しています。

(株式付与ESOP信託)

連結注記表の「11.その他の注記」に記載の「(株式付与ESOP信託)」と同一であるため、当該事項をご参照ください。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年10月29日

株式会社ＳＨＩＦＴ
取 締 役 会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　鈴　木　博　貴

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　南　山　智　昭

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ＳＨＩＦＴの2023年９月１日から2024年８月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ＳＨＩＦＴ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

2024年10月29日

株式会社ＳＨＩＦＴ
取 締 役 会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　鈴　木　博　貴

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　南　山　智　昭

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ＳＨＩＦＴの2023年９月１日から2024年８月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2023年９月１日から2024年８月31日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年10月30日　株式会社SHIFT　監査等委員会

監査等委員　新井　優介

監査等委員　谷中　直子

監査等委員　中垣　徹二郎

（注）監査等委員新井優介、谷中直子及び中垣徹二郎は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上